

	対北朝鮮制裁決議	対イラン制裁決議
国連憲章	憲章7章第41条に基づく	憲章7章第41条に基づく
核・大量破壊兵器関連	全核兵器と既存の核計画、他の全ての大量破壊兵器と弾道ミサイル計画を、完全で検証可能かつ不可逆な方法での放棄	研究・開発を含む濃縮・再処理活動の全面停止及び IAEA による停止の検証
禁輸	国連通常兵器登録制度に定義される戦車等や大量破壊兵器関連の計画に寄与する可能性のあるもの(*国連加盟国には貨物検査の実施が要請されている)	核・ミサイル開発に寄与するような物質、技術等の移転の禁止
資産凍結	安保理または安保理委員会が北朝鮮の核開発に関与していると判断する個人・団体の海外金融資産を直ちに凍結	付属書にある12人・10団体関係者、または、安保理もしくは制裁委員会(全理事国で構成)がイランの核開発に関与していると判断する人・団体の海外金融資産の凍結
海外渡航	全加盟国は、北朝鮮の核開発に関与していると判断される人物、その家族の入国や通過を阻止する措置を講じる	全加盟国は、イランの核開発に関与していると判断される個人の入国や通過を警戒する
加盟国による報告	全加盟国は決議採択から30日以内に措置の履行状況を安保理に報告	全加盟国は決議採択から60日以内に制裁委員会に措置の履行状況を報告
保障措置	NPT と IAEA の保障措置に復帰するよう要求	追加議定書の早期批准を要求
その他	6者協議に即時無条件復帰を要請	